

東日本ケアサービス株式会社 女性活躍推進法に基づく行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、男女ともに長く勤められる職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男女ともに平均継続勤務日数を2年以上とする

<対策>令和7年11月～

- ・ハラスメント防止について全社員を対象とした研修を行う。
- ・管理職へ向けたハラスメント防止研修を年に1回以上行う。
- ・定期的に意識調査(職場風土やハラスメント、仕事のやりがい等)を行う。

目標2：全社員の年次有給休暇の取得率を50%以上とする

<対策>令和7年11月～、毎月および随時

- ・従業員の有給休暇取得状況を定期的に把握する。
- ・計画的な取得に向けて管理職への周知を年に2回以上会議等を行う。
- ・取得促進のため、掲示等により周知を図る。